

九十九里ホーム山田居宅介護支援事業所運営規程

第1章 事業の目的及び運営の方針

第 1条 社会福祉法人九十九里ホームが開設する九十九里ホーム山田居宅介護支援事業所(以下「事業所」という)が行う指定居宅介護支援の事業(以下「事業」という)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員が、要介護状態にある高齢者に対し、適正な指定居宅介護支援を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第 2条 指定居宅介護支援の事業は、利用者が要介護状態となった場合でも、可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう配慮して行う。

2 指定居宅介護支援の事業は、利用者の心身の状態やおかれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な介護保険サービス等が、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行う。

3 指定居宅介護支援の事業は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、提供する指定居宅サービス等が特定の種類または特定の居宅サービス事業者に不当に偏することがないよう、公正中立に行う。

4 指定居宅介護支援の事業は、市町村、地域包括支援センター、老人介護支援センター、他の指定居宅支援事業者、指定介護予防支援事業所、介護保険施設、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に規定する指定特定相談支援事業者等との連携に努めて行う。

(事業所の名称)

第 3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次の通りとする。

- 一 九十九里ホーム山田居宅介護支援事業所
- 二 千葉県香取市大角1545-16

第2章 職員の職種、員数及び職務内容

(職員の職種、員数及び職務内容)

第 4条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次の通りとする。

- 一 管理者 1人

管理者は、事業所の従業員の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに居宅介護支援の提供に当たる。

- 二 介護支援専門員 1名以上

介護支援専門員は、指定居宅介護支援の提供に当たる。

第3章 営業日及び営業時間

(営業日及び営業時間)

第 5条 事業所の営業日及び営業時間は、次の通りとする。

一 営業日

月曜日から日曜日までとする。

二 営業時間

午前8時から午後5時までとする。但し、電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

第4章 指定居宅介護支援の提供の方法、内容及び利用料その他の費用の額

(指定居宅介護支援の提供方法)

第 6条 指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ利用申込者またはその家族に対し、運営規程の概要その他のサービスの選択に必要な重要事項を記した文書を交付して説明を行い、同意を得る。

2 指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ利用者の希望を基礎として居宅サービス計画が作成されることなどを説明し、提供の開始について同意を得る。

第 7条 正当な理由なく指定居宅介護支援の提供を拒まない。ただし、通常の事業の実施地域などを勘案し、利用申込者に対して適切な指定居宅介護支援の提供が困難であると認めた場合は、他の指定居宅介護支援事業者を紹介するなど、必要な措置を講じる。

第 8条 指定居宅介護支援の提供を求められた場合には、被保険者証により被保険者資格、要介護認定の有無、要介護認定の有効期間を確認する。

第 9条 被保険者の要介護認定にかかる申請に関しては、利用申込者の意思を踏まえ、必要な協力を行う。

2 指定居宅介護支援の提供に際し、要介護認定を受けていない利用申込者については、要介護認定の申請が既に行われているか否かを確認し、行われていない場合には利用者の意思を踏まえて速やかに申請がなされるよう必要な援助を行う。

3 要介護認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要介護認定の有効期間の満了日の1ヶ月前には行われるよう、必要な援助をする。

第10条 介護支援専門員に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時間や、利用者やその家族から求められたときは、これを提示する旨を指導する。

第11条 利用者が、他の居宅介護支援事業者の利用を希望する場合、その他利用者から申し出があった場合には、その利用者に対し、直近の居宅サービス計画及びその実施状況に関する書類を交付する。

(指定居宅介護支援の内容)

第12条 管理者は、介護支援専門員に居宅サービス計画の作成に関する業務を担当させる。

2 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成の開始に当たっては、当該地域における指定居宅サービス事業者等に関するサービスの内容、利用料等の情報を公平に利用者またはその家族に対して複数の事業所を紹介し、利用者にサービスの選択を求める。また、利用者は介護支援専門員に、事業所選定理由の説明を求めることができる。

3 介護支援専門員は、通常、事業所内の相談室で利用者の相談を受ける。

4 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成に当たっては、居宅サービス計画ガイドラインを用いて有する能力、既に提供を受けている指定居宅サービス、置かれている環境等の評価を通じて利用者が現に抱える問題を明らかにし、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握する。

5 介護支援専門員は、前項に定める課題の把握に当たっては、利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面接して行う。この際、面接の趣旨を利用者及びその家族に対して十分に説明し、理解を得る。

6 介護支援専門員は、利用者及びその家族の希望、利用者が抱える解決すべき課題に基づき、当該地域における介護給付の対象の指定、居宅サービス等の提供体制を勘案して、提供すべきサービスの目標及び達成時期、サービスを提供する上での留意点等を盛り込んだ居宅サービス計画の原案を作成する。

7 介護支援専門員は、居宅サービス計画を位置づけた指定居宅サービス等の担当者による会議(以下「サービス担当者会議」という)の開催、担当者への照会等により、当該居宅サービス計画の原案の内容について、専門的な見地からの意見を求める。

8 サービス担当者会議は、通常、利用者の自宅内で開催するが、入退院時には病院、または、事業所内で開催することもある。

9 介護支援専門員は、居宅サービス計画の原案に位置づけた指定居宅サービスが、保険給付の対象となるか否かを区分した上で、その種類、内容、利用料等について利用者に対して説明し、文書により同意を得る。

10 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成後も、利用者及びその家族、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行う。これを通じて、居宅サービス計画の実施状況や利用者の課題を把握し、必要に応じて居宅サービス計画の変更、指定居宅サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行う。

11 介護支援専門員は、モニタリングに当たって、少なくとも1月に1回利用者の居宅を訪問し、利用者に面接を行い、その結果を記録する。

12 居宅介護支援専門員は、利用者が居宅において日常生活を営むことが困難となったと認める場合、または利用者が介護保険施設への入院もしくは入所を希望する場合には、介護保険施設への紹介その他の便宜の提供を行う。

13 介護支援専門員は、介護保険施設等から退院または退所しようとする要介護者

から依頼があった場合には、円滑に居宅における生活へ移行できるよう、あらかじめ居宅サービス計画の作成等の援助を行う。

14 介護支援専門員は、利用者が訪問看護、通所リハビリテーション等の利用を希望している場合その他必要な場合には、利用者の同意を得て主治の医師または歯科医師（以下「主治の医師等」という）の意見を求める。この意見を求めた主治医に対し、ケアプランを交付する。

15 介護支援専門員は、医療サービスにかかる主治の医師等の指示がある場合に限り、訪問看護、通所リハビリテーション等の医療サービスを居宅サービス計画に位置づける。また、医療サービス以外の指定居宅サービス等を居宅サービス計画に位置づける際、主治の医師の医学的観点からみた留意事項が示されている場合には、それを尊重する。

16 介護支援専門員は、利用者が提示する被保険者証に、介護保険法第73条2項に規定する認定審査会の意見、または同法第37条1項の規定による指定に係る居宅サービスの種類が記載されている場合は、利用者にその旨（同法第37条1項の規程による指定に係る居宅サービスの指定については、変更の申請ができることを含む）を説明し、理解を得た上で、その内容に沿って居宅サービス計画を作成する。

17 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成または変更に当たっては、利用者の自立した日常生活の支援を効果的に行うため、原則として特定の時期に偏ることなく、計画的にサービス利用が行われるようにする。

18 訪問介護職員等の居宅介護サービス事業者から利用者の服薬状況や口腔機能等心身又は生活の状況に係る情報を受けたときは、利用者の同意を得て、必要な情報を主治医又は薬剤師に提供する。

19 利用者が入院する必要がある場合、担当介護支援専門員の氏名を入院先医療機関に伝えるよう求める。

20 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成または変更に当たっては、利用者の日常生活全般を支援する観点から、介護給付の対象となるサービス以外にも、保健医療サービスや福祉サービス、当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用も勘案して、居宅サービス計画上に位置付けるよう努める。

21 指定居宅介護支援の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者またはその家族に対して、サービスの提供方法について、理解しやすいよう説明を行う。

（指定居宅介護支援の利用料等）

第13条 指定居宅介護支援を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定介護支援が法定代理受領サービスである場合は無料とする。

2 通常の事業の実施地域を超えて行う指定居宅介護支援に要した交通費は、その実費を徴収する。

一 通常の実施地域を超えた地点から、片道2kmにつき200円

3 第1項及び第2項の費用の支払を受ける場合には、利用者またはその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払に同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。

4 第1項の利用料の支払を受けた場合は、利用料の額を記載した指定居宅介護支援提供証明書を利用者に対して交付する。

第5章 通常の事業の実施地域

(通常の事業の実施地域)

第14条 通常の事業の実施地域は、香取市(旧山田町、旧小見川町、旧栗源町)、匝瑳市(旧八日市場市豊和地域)の区域とする。

第6章 その他運営に関する重要事項

(法定代理受領サービスに係る報告)

第15条 市町村もしくは国民健康保険連合会(以下「国保連」とする)に対して、居宅サービス計画に位置づけられている指定居宅サービス等のうち、法定代理受領サービスに該当するものに関する情報を記載した文書を毎月提出する。

2 市町村もしくは国保連に対して、居宅サービス計画に位置づけられている基準該当居宅サービスに係る特例居宅介護サービス、または特例居宅支援サービス費の支給に係る事務に必要な情報を記載した文書を提出する。

(利用者に関する市町村への通知)

第16条 利用者が以下に定めるいずれかに該当する場合には、市町村に対して通知する。

一 正当な理由なく、介護保険法第24条第2項に規定する介護保険給付等対象サービスの利用に関する指示に従わないことなどにより、要介護状態等の程度を増進させた認められるとき。

二 偽りその他不正の行為によって保険給付の支給を受け、または受けようとしたとき。

(勤務体制の確保)

第17条 利用者に対して、適切な指定居宅介護支援を提供できるよう、介護支援専門員等の勤務体制を定める。

2 介護支援専門員の資質向上を図るための研修の機会を次の通り設ける。

- 一 採用時研修 採用後3ヵ月以内
- 二 継続研修 年12回

（従業者の健康管理）

第18条 介護支援専門員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行う。

（掲示）

第19条 事務所の見やすい場所に、運営規程の概要、介護支援専門員の勤務体制、その他利用申込者の選択に資すると認められる重要事項を掲示する。

（秘密保持）

第20条 管理者及び介護支援専門員は、正当な理由なく、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を漏らさない。

2 従業者であった者に、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

3 サービス担当者会議において、利用者の個人情報を用いる場合には、利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合には当該家族の同意を、あらかじめ文書により得る。

（居宅サービス提供事業者からの利益収受の禁止）

第21条 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成または変更に関し、利用者に対して、特定の居宅サービス事業者等によるサービスを利用する旨の指示は行わない。

2 居宅サービス計画の作成または変更に関し、利用者に対して特定の居宅サービス事業者等によるサービスを利用させることの対償として、その事業者から金品その他の財産上の利益を収受することはしない。

（苦情処理）

第22条 提供した指定居宅介護支援、または自ら作成した居宅サービス計画に位置づけた指定居宅サービス等に対する利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、相談窓口の設置など、必要な措置を講じる。

2 自ら提供した指定居宅介護支援に関して、介護保険法第23条の規定より市町村が行う文書その他の物件の提出や指示の求め、当該市町村の職員からの質問や照会に応じるほか、利用者からの苦情に関して市町村が行う調査にも協力する。市町村から指導または助言を受けた場合は、それに従って必要な改善を行う。

3 自らが居宅サービス計画に位置づけた指定居宅サービスに対する苦情を、利用者が国保連に申し立てる場合、必要な援助を行う。

4 指定居宅介護支援に対する利用者からの苦情に関して、国保連が介護保険法第176条第1項第2号に基づき行う調査に協力する。自ら提供した指定居宅介護支援に関

して国保連から同号の指導または助言を受けた場合は、それに従って必要な改善を行う。

（事故発生時の対応）

第23条 利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族等に連絡すると共に、必要な措置を講じる。

2 利用者に対する指定居宅介護支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。ただし、事業所の責めに帰すべからざる事由による場合には、この限りではない。

（会計の区分）

第24条 事業所ごとに経理を区分すると共に、指定居宅介護支援の会計とその他の事業の会計を区分する。

（記録の整備）

第25条 従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備する。

2 居宅サービス計画、サービス担当者会議等の記録その他の指定居宅介護支援に関する記録を整備すると共に、完結の日から5年間保存する。

第26条 この規程に定める事項の他、運営に関する重要事項は社会福祉法人九十九里ホームと事業所との協議に基づいて定めるものとする。

（個人情報の保護）

第27条 事業所は、利用者及びその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取扱いに努めるものとする。

2 事業所が得た利用者及びその家族の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については利用者及びその家族の了解を得るものとする。

（虐待防止に関する事項）

第28条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じる。

- (1) 事業所における虐待防止のための対応を検討する委員会（参集ができない場合、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について介護支援専門員に周知徹底を図る。
- (2) 事業所における虐待防止のための指針を整備する。
- (3) 事業所において、介護支援専門員に対し虐待防止のための研修を定期的実施する。

- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者(管理者)を置く。
- (5) その他虐待防止のための必要な措置

附則

この規程は平成12年 4月1日より施行する。
この規程は平成12年 5月1日より施行する。
この規程は平成18年 4月1日より施行する。
この規程は平成20年 1月1日より施行する。
この規程は平成23年 5月1日より施行する。
この規程は平成24年 4月1日より施行する。
この規程は平成26年 7月1日より施行する。
この規程は平成28年 4月1日より施行する。
この規程は平成30年 8月1日より施行する。
この規程は平成30年12月1日より施行する。
この規程は令和 3年 9月1日より施行する。
この規程は令和 6年 4月1日より施行する。